

多世代家族が支え合うことで、「子育て」や「介護」などの各世代が抱える不安を軽減するとともに、市外で暮らす子育て世代などの移住を支援するため、市内に住む親世帯と同居または近居をするために、市内に住宅を取得し転入する子世帯に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助しています。

予算がなくなり次第終了となります。お早めにご相談ください。

### 対象要件

#### 子世帯(補助対象者)

子どもと同居している世帯(出産予定で母子健康手帳を有する場合を含む)で、1年以上前から市外に居住し、市内に転入しようとしていること

※申請時に市内在住である世帯は対象になりません。

**親世帯** 子世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかの親の世帯で、継続して5年以上市内に居住していること

**住宅** 補助対象者が初めて市内に取得する住宅であること

#### その他

○継続して5年以上同居または近居をする見込みがあること

○親世帯、子世帯ともに市税の滞納がないことなど

**補助金額等** 新築住宅は最大で100万円、中古住宅は最大で50万円の補助を受けることができます。

#### 基本補助額

新築住宅 50万円

中古住宅 30万円

#### 加算額

15歳未満の子どもを扶養し同居 20万円

市内建築業者による新築住宅 10万円

土地区画整理事業地区内の新築住宅 20万円

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて直接下記へ

※申請書は市ホーム

ページからダウンロード

できるほか、下記で配布しています。

**問い合わせ** 都市計

画課住宅政策担当



移手段を持たない高齢者等の買い物、通院、社会参加などを促進するため、路線バスまたは、タクシーの運賃の一部を補助します。

**対象** 次のいずれかに該当する人

○自動車等による自力での移動が困難な75歳以上の

人

○運転免許証を自主返納した75歳未満の人

※運転免許証を自主返納した75歳未満の人は返納

時1回限り(申請は運転免許証返納後1年以内)です。

**補助内容** 次のいずれか1つを選択

○路線バス乗車券の購入補助(上限額7,300円)

対象となる乗車券: 国際興業バス、イーグルバス、西武バスの発行する回数券、定期券等

○タクシー利用補助券(730円×10枚)

利用できるタクシー: 高麗川交通、日高ハイヤー、西武ハイヤー

**交付回数** 1年度内1回限り

※タクシー利用補助券の有効期限は平成31年3月31日(日)までです。

**申し込み** 申請書に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出

○交通政策課または各出張所に直接持参

○交通政策課宛てに郵送

※申請書は交通政策課、各出張所、総合福祉センター「高麗の郷」等に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請後の手続き方法が「路線バス利用補助」を希望する場合と「タクシー利用補助」を希望する場合とは異なりますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

**問い合わせ**

〒350-1292

大字南平沢1020番地

交通政策課交通政策・高麗

川駅東口担当

